

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和４６年３月１８日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和４年９月２６日

東大和市長 尾崎 保夫

記

損害賠償の額を定めることについて

件 名	損害賠償額	相 手 方
雨水排水用横断グレーチングの隙による人身事故	９４，７８２円	